

フランス法とセクト

—公法を中心として—

はじめに

小泉 洋一
(甲南大学)

「サイエントロジがセクト (secte) であるか宗教であるかを問うのは無益である。……サイエントロジは宗教の地位を要求し得る」(リヨン控訴院一九九七年七月二八日判決)。この判示はわが国では当然と思われることであるが、実は判決のこの箇所はフランスでは一般に批判された。この事實は、フランスにおいて宗教とセクトが明確に分かれ、しかもサイエントロジはセクトにはかならないという考えが強いことを物語る。ただし、このことはセクトが一般的に宗教的自由を保障されないということでは決してない。最高行政裁判所であるコンセイユ・デタのクリシュナ判決(一九八二年五月一四日)は、セクトも宗教的自由を享受することを明らかにする。こうしたなかでフランスにおいてもセクトに関する衝撃的事件を背景にして、議会と行政機関によるセクト問題への対策が近年大きく進展している。今日は、その対策の現状を中心にセクト現象と法に関する問題状況を紹介したい。

ここでいう「セクト」の意味は、詳しくは後述するが、とりあえずわが国のカルトと同じものと理解していただければよい。報告にあたり一点お断りしたい。セクト問題は今日さまざまな法領域に関わるとともに、今日ヨーロッパ人権条約に関するヨーロッパ人権裁判所の判例にかなり影響を受けているが、本報告ではとくに主としてフラン

ス国内の公法に属することに限定させていただきたい。

まず、セクト問題に対し公的機関がいかに対応してきたかを概観し、次に、それをふまえながらセクトに関するいくつかの最近の問題に触れたい。

一 セクト問題への議会・行政機関の対応

1 公的報告書

セクトに関する公的報告書は、関係省庁監視員一九九七年報告書等を除けば、これまで主要な報告書は以下の三つである。

(1) ヴィヴィアン報告書

この報告書は、社会党の代議士(当時)アラン・ヴィヴィアン(Alain Vivien)が、総理大臣の求めに応じて一九八三年二月に総理大臣に提出したものである。「フランスにおけるセクト——精神的自由の表現か、マインドコントロールの要因か——」と題したこの報告書は、一九八五年に公刊された。ヴィヴィアン報告書は、フランスにおけるセクトの現状、とりわけ主要な九セクトの活動、セクトに対応する現行法、さらに諸外国に状況を分析して、セクト現象に対応するための九つの提案をまとめた。主要な提案としては、セクト問題全般を扱う関係省庁委員会の設立、セクトに関する広報活動、セクト問題に取り組む団体の再編・国際化、セクト信者の家族を援助する組織の設置、および子どもの権利の保障(とくにセクトの開設した学校の閉鎖)がある。同報告書はセクトの危険性への注意を喚起したが、セクトに関する広報活動を除き、その提案の実施には至らなかった。

(2) ギュイヤール報告書

これは、フランスの下院である国民議会に一九九五年七月に設置された「セクト調査委員会」(委員長はフランス民主連合(UDF)のアラン・ジェスト(Alain Gest)、委員会報告者は社会党のジャック・ギュイヤール(Jaques Guyard))が、同年一二月に国民議会に提出した報告書である。そのタイトルは「フランスにおけるセクト」である。ギュイヤール報告書も一九九六年一月に公刊された。同報告書は、一七二のセクト団体のリストを含む詳細な調査に基づき、かつヴィヴィアン報告書と比較しながら、セクトを分析し、セクトに対抗する現行法を調べたうえで、セクト現象へのいくつかの対応措置を提言した。

その主要な提言は大きく次の五点にわたる。第一はセクトの調査であり、これについてはとくにセクトに関する関係省庁監視機関の設置が提案された。第二はセクトに関する情報提供であり、これは学校により青年にセクトに関する情報を提供すること、およびセクト問題に対応する公務員の研修を行うことなど、がそれである。第三は現行法の厳格な適用であり、これは具体的には、セクト被害者からの告訴を注意して扱うこと、危険なセクト団体への行政機関による嚴重な監督および問題となる組織の解散等を含む。第四は、法的措置の整備であり、セクト被害者保護団体が訴訟当事者となることを可能にすること(刑事私訴権)、および第三節で述べる「宗教高等評議会」を設置すること等の提案である。第五はセクトの元信者への援助である。

(3) ブラール報告書

これは、一九九八年一二月に国民議会に設置された「セクトの財政、資産、税務状況ならびにセクトの経済活動および経済金融界との関係に関する調査委員会」(委員長はギュイヤール、委員会報告者は共産党のジャン・ピエール・ブラール(Jean-Pierre Brard))が一九九九年六月に国民議会に提出した詳細な報告書であり、同月に公刊さ

れた。この報告書が扱ったのは、主として海外と経済的關係を有するセクトの経済活動である。同報告書は、税制・財政上の優遇を獲得しようとするセクトが、とくに宗教社団、政党および人道主義的装いをもつNGOなどの形で巧妙にそうした優遇を受けている実態を明らかにしたのち、セクトが企業、職能研修 (formation professional)、教育、医療等の領域で有する大きな経済的影響力およびセクトの大きな財政力を解明し、さらにセクトの労働・社会保障法違反、経済犯罪および国際規模での税の不正行為を、豊富な実例と統計を用いて分析した。

それとともに同報告書は、セクトの脱法行為への対抗措置として合計三〇件の提案を記した。その中には、患者援助団体の承認手続きの整備、職業研修団体への規制、後述するセクト対策関係省庁本部付属機関を各県で設置すること等のほかに、マインドコントロール罪を設けることの可否の検討も含み、さらに報告書にある諸提案の実施措置をセクト対策関係省庁本部に準備させるという提案も付け加わった。なお、同報告書巻末には、約三〇のセクトについてその団体毎の財政状況に関する資料が付された。

2 セクトが関わる犯罪の捜査・起訴

これを示すのは、「セクト性を有する団体の枠内で犯される身体および財産侵害への対抗措置に関する」次の二つの司法大臣通達である。

(1) 一九九六年二月二九日の通達

この通達は、ギユイヤール報告書の要点を含んだものである。この通達において、司法大臣は、ギユイヤール報告書に基づき、セクト現象の特徴およびセクトに対抗する現行の法的手段を列挙するとともに、検察官に対し主として次の二点を指示した。①セクトに関する告訴を入念に検討し、それを捜査の対象とするように、有用なあらゆる

る措置をとること、②労働監督や税務の専門機関で発見されるセクトの犯罪につき格別に注意して起訴の可能性がないかどうかを検討すること、がそれである。

(2) 一九九八年一月一日の通達

司法大臣は、この通達において、前通達以降の司法省のセクト問題への取り組みを総括し(例えば、一九九八年五月一日現在で、セクトが関わる七三件の予審前捜査、八〇件の予審、一七件の起訴があるとされた)、そのなかで明らかにした問題点や不十分な点を分析して、次の三点の検討を指示した。①セクトの被害者による告発・告訴が依然として僅少であることに対応するため、司法機関が民間反セクト団体、とくに「家族と個人を守る会全国同盟」(UNADFI)——フランスで最も代表的な民間反セクト団体——との間で情報を交換しあうこと、②地方におけるセクト事件の取り扱いの連携を行うため、検事局(わが国の高等検察庁に相当)に一名のセクト通信員を任命すること、③セクト問題に取り組むすべての公的部門と検察官との調整会議を制度化すること、がそれである。これらはすでに実施され、その結果、一九九九年二月現在でセクトの刑事事件は一八二件に増えている。

3 セクトに関する関係省庁機関の設置

(1) セクトに関する関係省庁監視員

ギユイヤール報告書に従い、内閣が一九九六年のセクトに関する関係省庁監視員設置令に基づき総理大臣の下に設置したのが、「セクトに関する関係省庁監視員」(Observatoire interministériel sur les sectes)である。これは、セクト現象の分析、およびセクト対策の整備に関する総理大臣への提案等を任務とし、毎年一回総理大臣に報告書を提出する。その構成員は、総理大臣の代理人および司法省など関係一省庁の各代理人、ならびに議会議員

を含む数名のセクト問題専門家である。この監視員は、発足以来八回の会議を開き、一九九七年一月には年次報告書を総理大臣に提出した。

関係省庁監視員の一九九七年報告書は、公的機関および民間団体によるセクト対策の現状報告とともに、民間反セクト団体がセクトに対する訴訟の当事者となるようにすること、セクト団体がとる形態である結社法に基づく届出非営利社団の管理を改善するため結社法を改正すること、セクト政党への政党国庫助成金の交付を防ぐため選挙法を改正すること等、六つの提案を含んだ。また、この報告書には数人の個別意見を掲げた付属文書も付された。なお、この報告書は一九九八年に公刊された。

(2)セクト対策関係省庁本部

セクトに関する関係省庁監視員は、一九九八年のセクト対策関係省庁本部設置令より、同年一〇月に新たに総理大臣の下に設置された「セクト対策関係省庁本部」(Mission interministérielle de la lutte contre les sectes (MILS))に改組された。この対策本部は組織が拡充され、権限も強化され、その担当事務は次の五項目になった(セクト対策関係省庁本部設置令一条)。

- ①セクト現象の分析、
- ②の秩序を脅かすセクトの活動を防止するのに適切な措置を講ずるように公的機関に促すこと、
- ③セクトへの対抗方法に関する公務員の研修等への協力、
- ④セクトの危険性についての一般的広報活動、
- ⑤関係する問題についての国際的な検討作業への参加、

がそれである。この機関は本部長、事務局長、事務局長のもとに置かれた事務局(一九九九年五月時点で四名の専任職員がいる)、作業グループおよび方針決定委員会(作業グループ、方針決定委員会とも、主宰者は本部長)からなる。本部長はデクレにより五年の任期で任命され、本部長は、方針決定委員会の意見を聴いて、毎年一回活動報告書を作成し、これを総理大臣に提出する。報告書は公表される(同四条)。同年一月大統領令により、当時「ロジェ・イコール・

センター」——前述のUNADFIと並ぶフランスの民間反セクト団体——会長であった元代議士ヴィヴィアンが本部長に任命され、同時に総理大臣の決定により、本部長を補佐する一名の事務局長、一九名の方針決定委員、および関係省庁の代表一三名からなる作業グループの構成員も任命された。

4 セクト内の教育に対する規制

フランスでは、義務教育についても、親は学校ではなく家庭で子どもを教育することができ、しかも従来そうした子どもの教育への統制が十分ではなかった(一八八二年の初等義務教育法の改正前一六条)。また、一九五九年の私学助成法により国家と契約を結んでいない私立学校は、国庫助成を受けないかわりに、その受ける公的規制につき、教員資格、就学義務、公序良俗の遵守および公衆衛生等に限られた(私学助成法の改正前二条)。そのため、セクト独自の教育には熱心であるが、義務教育としては不十分な教育しか行わないセクト開設の学校に、セクトの信者が子どもを通わせたり、またとくにセクトの建物に居住する信者が子どもを学校に行かせないまま十分な教育を施さないことが見られた。

こうした事態に対応するため、一九九八年一二月に就学義務規制強化法が制定され、初等教育法および私学助成法が改正された。その立法理由から分かるように同法は基本的にセクト対策の一環である。このことは、同法の趣旨がヴィヴィアン報告書およびセクトに関する関係省庁監視機関でも指摘されていたことに示される。同法の骨子は次の二点にある。①学校に行かない子どもの受ける家庭教育への規制を強化し、その教育が法律の定める条件を充たさない場合には、親は子どもを公立または私立学校に遣るように義務づけられる(就学義務規制強化法三条)、②契約外の私立学校における教育内容についても規制を設け、とくに私立学校の教育内容が不十分である場合には、

親は子どもを他の学校に行かせるように義務づけられること(同四条)、がそれである。これらの規定違反に対しては罰則規定がある(同五条)。なお就学義務規制強化法の実施のため、こうした家庭等で教育を受ける子どもが習得しなければならぬ知識の内容が、一九九九年の命令(デクレ)で定められた。

5 セクト団体への優遇措置に対する厳格な審査等

ヴィヴィアン報告書の前から、行政実務は、後述の宗教社団への遺贈等の無償贈与に対する認可申請の際に、宗教社団をセクトの宗教社団を厳格に審査してきたが、これも公的機関のセクトへの対応と見ることができ。また、セクト団体が新たな建物を建設しようとするとき、それに関して行政庁は都市計画法違反等を厳格に審査するものも同様である。

6 セクトに関する情報提供活動等

セクトへの対応として公的機関が行う活動としては、以上のほかに、セクトへの対応に関する公務員の研修、およびとくに青年に対するセクトの危険性に関する広報活動がある。前者の例として、前述の一九九八年の司法大臣通達が明示する、司法官等を対象とした国立司法職学院での研修を挙げることができる。後者の具体的な活動は、青年スポーツ省が始めた反セクトキャンペーンに見ることができる。それは、民間反セクト団体と協力してポスターや冊子を作成し、学校等で青年に直接配布するということである。また、教育省も生徒への広報啓発活動を行う。

二 セクトの定義

1 定義の試み

フランスではセクトという語は法律にはない。だが、その語が侮蔑的ニュアンスを含むにもかかわらず、行政立法であるデクレまでがそれを用いられるなど、セクトの語は一般的に使用される。

ところがセクトの意味は明確ではなく、事実、デクレや通達でもその定義は掲げていない。もっとも、今日、民間の反セクト団体および専門家のなかには宗教と区別してセクトを定義する試みは盛んである。例えば、前述の「NADIF」は、「教義の教え込み、思想統制、心理的レイプ、個人、家族さらに社会の破壊をもたらすマインド・コントロールが、その内部で用いられる集団」という衝撃的な定義を説く。だが、これも含め異論のないセクトの定義は今日まで見当たらないと思われる。また学説でも後述のようにセクトの定義はきわめて困難とされる。

ところで、後述のギユイヤール報告書が、フランスの政教分離であるライシテ(Laïcité)を理由としてセクトの法的定義はできないとし、またその実際上の定義も困難としながら、セクトであるかどうかの指標として一〇の危険を提示したことが、注目されている。その一〇の指標とは、①精神の不安定、②法外な金銭要求、③生まれ育つた環境との断絶への誘導、④健全な身体への損傷、⑤子どもの困い込み、⑥多かれ少なかれ反社会的な言説、⑦公の秩序の侵害、⑧裁判されたの多さ、⑨通常の経済流通回路からの逸脱、⑩公権力への浸透の企て、である。だが、この一〇基準に対しても、それがほとんど不明確または不適切だとその反論も見られる。そこで、セクトの定義が前述のセクトに関する関係省庁機関における検討課題の一つであり、またそうであった。なおブラール報告書はギユイヤール報告書の一〇基準に従う。

2 セクト特別立法

セクトの危険性に対処する特別立法、とくにセクト全体を網羅する特別な処罰規定を設けることの是非がかつてから論議される。反セクト団体はこの種の特別立法の制定を求める運動を行い、それに応じた一部の議員が実際にそのような法律案を議会に提出した。その一つは、ロベール・ポール・ヴィグルー (Robert-Paul Vigouroux) 上院議員が一九九七年に提出した法律案である。それは政教分離法と刑法典の改正を求めた。同法律案のうちの刑法典改正に関する部分は、宗教活動、入信、団体への加入、礼拝費用の負担を行わせるため、「詐術を用い、あるいは身体的または精神的暴力、または個人の職業または財産に対する脅迫を用いた」等の行為を犯罪としたものである。このセクト特別立法の制定は、多くの場合に司法官の仕事を助けるという利点があるとされるが、他方で、マインドコントロールの立証という難儀な仕事を司法官に課すことになるとの見解もある。

これに対し、法学者がこうした動きに批判的であるだけでなく、前述の公的報告書も反対の姿勢を打ち出している。ヴィヴィアン報告書もセクト特別立法を必要だとはせず、さらにギュイヤール報告書は、マインドコントロールに対処するには一般法とくに刑法典の現行規定で十分であるとし、セクト特別立法が一七八九年の人権宣言等に規定された良心の自由と宗教の自由を侵害するおそれが高いと断じる。それに比べるとブラール報告書のこの点に関する姿勢は微妙であり、前述のようにマインド・コントロール罪を設けることの可否の検討を始めることを求める。だが、関係委員の間で新しい処罰規定創設への賛成論と反対論が対立したため、そのような提案に落ち着いたようであり、したがってブラール報告書もセクト特別立法に賛成するわけではない。

3 セクトへの法の対応方法

以上のようなセクト現象をめぐる議会と行政における活発な動きを前にして、法学者の間でも議論が盛んである。ここでは、セクトの定義に関する議論、およびそれより広げてセクトへの法の対応方法に関する議論を見ておきたい。

まずセクトの法的定義についてであるが、ギユイヤール報告書がライシテを根拠にセクトの定義不能としたことには批判がある。例えば、裁判官で宗教法に詳しいジャン・マリー・ヴォーリング (Jean-Marie Woehrling) は、憲法のライシテの原則および政教分離法の宗教公認禁止の原則の下では、国家が宗教信仰に内在する「真理」に関する評価を行うことはできないとしても、国家が宗教の存在を根本的に無視する必要はなく、実際多くの法規定が宗教を特別に規律していると説く。確かにそのとおりであり、しかも、フランスの法文にある (*ouïe*) —— 宗教または礼拝と訳される —— にはある程度一致した定義があり、また、コンセイユ・デタにも一定の宗教の定義を前提としたものと見られる判例がある。コンセイユ・デタが、「無神論者同盟」という団体に後述の宗教社団 (*association cultuelle*) たる地位を認めなかった、一九八八年六月一七日の判決が、それである。

以上のように見るとセクトの定義には少なくとも法的障害がないことになる。しかし、セクトの定義をめぐる学説の対応は異なる。私の見る限り、学説には大きく次の二つの対応方法がある。

第一は、セクトの定義、または最低限でもセクトの基準の定立をしようとする立場である。この立場には、さらに、教義も含めセクトの実体に着目するものとセクトの主として外形上の行為に着目するものとが見られる。前者の典型例は、「信者が少ないこと、教義と行為が奇抜であること、新奇であること」であり、これは、かつてからセクトの基準として示されてきた。このような基準は、古くは大石眞報告 (大石「フランス法とセクト」本誌十四号 (一九九五) 八一頁) で紹介されたジャン・カルボニエ (Jean Carbonnier) による批判、またジャック・ロベール

ル (Jacques Robert) による批判を受け、最近ではギユイヤール報告書により斥けられた。他に、フリップ・ガスト (Philippe Gast) もこれに類する定義をとる。後者の例はギユイヤール報告書である。これに対しても批判があるのは前述のとおりである。また、セクトの行為に着目しても、セクト現象が多様であること、また問題となるのがセクトの行為の性格ではなく、その方法、過剰性、厳格さであることから、定義を引き出すのは技術上困難だとする学説もある。

第二はセクトを定義せずセクト問題に対処する立場である。私が見るところでは、この立場には二つの方法があるとされる。第一は、セクトの可視的な外形的行為のみを問題とする方法であり、社会に有害な行為を制裁する刑法の領域で明確である。これは否定的、消極的な対処方法である。これに対し、第二は肯定的、積極的方法であり、セクトの特性を考慮して場合によれば、法律上優遇措置を享受する伝統的宗教と同様の地位を承認するというものである。ヴォーリングの見解が後者の代表的なものである。その骨子は、社会的に有益な宗教的活動を行う宗教的、哲学的集団に対し積極的に優遇すべきであり、この方法をとればセクトを定義する必要はないということにある。後述のように、フランスでは宗教団体が行政庁の審査を経た宗教社団かどうかで優遇措置の享受が決まるという制度があり、また宗教の社会的有用性の承認からその種の優遇措置が少なくないということを考えると、ヴォーリングの見解はきわめて注目すべきものと思われる。

三 セクト団体と優遇措置

1 宗教社団の制度

宗教社団は、政教分離法が定める宗教団体の一般的な法的枠組みである。政教分離法は、結社法の届出非営利社団 (association déclarée) を基礎として、この制度を定める。宗教社団は、礼拝のみを目的とする非営利社団法 (政教分離法一九条一項)、届出非営利社団に関する規定に準拠して設立されるため (政教分離法一八条)、その法人格の取得は本質的に県庁への届出だけで足りる。しかし宗教社団は届出非営利社団とは異なり、その要件は窮屈である。反面、宗教社団にはそれに伴ういくつかの利点や優遇措置がある。宗教社団の法律上の能力は届出非営利社団より大きく、また宗教社団には優遇措置がある。すなわち宗教社団は公益社団と同様に行政庁の認可を得て遺贈等の無償贈与を受けることができ (同四項後段)、また寄付金控除等の税制上の優遇を受けることができる (租税一般法典二〇〇条、二三八条bis)。さらに宗教社団の宗教教師には一般より有利な社会保障制度もある。

2 セクト団体の優遇措置からの排除

宗教社団は今日まで伝統宗教の教団のみであり、セクト団体は優遇措置のない届出非営利社団の形態を採る。だが、セクト団体も宗教社団の有利さを享受するため、またその宗教であることの承認を求めて、宗教社団となろうとしてきた。今日、セクト団体が行政庁から宗教社団として認められることが、一般に「セクトの宗教としての承認」と呼ばれ、ギユイヤール報告書もこれに類する表現を用いる。セクト団体にこのような承認を拒否し、宗教社団に伴う優遇措置をセクトに認めないのが、今日までの公的機関の姿勢であり、公的報告書がその堅持を訴えるところである。

確かに、いくつかのセクトは定款上宗教社団として県庁に届出をしているが、これまでのところ行政庁は実際上そうした団体を宗教社団とは承認せず、それを前述の優遇措置から排除する。行政庁がそのために用いる主たる手

法は、セクトの団体への無償贈与の認可申請の際に、団体の活動が公の秩序に適合するかどうかの審査も含め、厳格に審査をするというものである。なお、この認可を受けるとさらに寄付者の寄付金控除という優遇を受けることになるので、この認可は関係団体に大きい意味をもつ。内務省の通達は、前述のようなセクト団体の厳格審査を度々指示し、また判例も行政実務のこうした姿勢を是認する。セクト団体への無償贈与の認可をめぐる事件に関するコンセイユ・デタの判例、例えば一九八五年二月一日の判決は、公の秩序に反する活動を行うセクト団体を宗教社団とは認めない。この判決は、前述の大石報告が詳細に扱ったエホバの証人事件であり、同判決は不明確ではあるがエホバの証人が兵役拒否や輸血拒否をすることを理由として、その団体を宗教社団ではないとした。このような判例には、兵役拒否や輸血拒否は公の秩序の侵害とは考えられないという批判、またセクトと見なされる団体をシステマティックに排除するのは政教分離法に違背するという批判がある。だが、無償贈与の認可に関するコンセイユ・デタの判例は今日まで変更はない。

3 排除の動揺

セクト団体の優遇措置からの排除には批判があるだけでなく、今日よく見ると行政庁、議会および裁判所においても動揺がある。

この点につき、第一に地方公共団体の姿勢の不一致を指摘できる。地方公共団体においてとくにエホバの証人の団体に対して姿勢は必ずしも一致せず、エホバの証人の地方団体を公の秩序を遵守するものと判断する知事も存在することがブラール報告書で明らかにされている。

第二に、近時、とくにエホバの証人の団体が要求する、宗教社団（およびその連合体）の所有する礼拝用建物に

この種の宅地税 (taxe foncière sur les propriétés bâties) 免除(租税一般法典二二八二条四項)については、さらに様相が異なる。宅地税は、宅地を課税客体、建物所有者を納税義務者とする地方税であるが、税法規定から見てその免除には宗教社団が無償贈与を受けるための認可を要しないようである。そこで、受贈認可の審査を受けないエホバの証人の団体が宅地税免除を要求して、それを課税した税務行政庁と争うことになったわけである。この種の事件に関する一九九七年一月二四日のコンセイユ・デタ訴訟部意見は次のような判断を示した。「団体のいくつかの活動が公の秩序を侵害するであろう事實は団体が宗教社団としての地位を享受し、したがって宅地税の免除を求めることを妨げる」が、宗教社団が事前に受贈認可のための審査を受けていなくとも、その宗教社団は税免除を要求することができる。同意見はこのように本件エホバの証人の団体に宅地税免除の余地を認め、これに従い、下級審裁判所ではエホバの証人の団体を宗教社団として宅地税免除を認める判決が多数出たが、にもかかわらずそれを認めない判決も見られた——このタイプの判決はエホバの証人の輸血拒否等を強調する——。その後、コンセイユ・デタは二〇〇〇年六月二三日に宅地税免除を肯定する判決を出した。ところがブラール報告書は、万一、判例がセクト団体に宗教社団性を承認することになれば、規定を改正する方がよいと述べていた。今後が注目される。

第三に、コンセイユ・デタは、すでに一九九三年一月一三日の判決において、公開されている教会堂と同様に、エホバの証人の団体の建物について、法人により排他的に (à titre privatif) 占有され法人の目的に適合するよう仕器の付いた建物などに課税される居住税 (taxe d'habitation) (租税一般法典一四〇七条)の免除を認めた。もつとも、これは宗教社団に伴う優遇措置ではなく礼拝用建物についての優遇措置であろう。

第四に、セクトと見られてきた団体のうちで公の秩序を侵害せず真実に宗教活動を行うものに、宗教社団の地位

を与えようとする提案が見られる。ギユイヤール報告書の中で盛り込まれた、「宗教高等審議会」(Haut conseil des cultes)の創設等に関する政教分離法の改正の提案がそれである。それによると、教団の代表者、宗教問題の専門家および関係当局の代表者からなる宗教高等審議会を政令に当たるデクレにより創設し、これが宗教社団や修道会の地位を求める団体を審査し、この機関の見解に従い所轄庁である内務省が各々の社団を認可することができるように、政教分離法を改正すべきだという。この方向に進めば、セクトというカテゴリーに含まれた非伝統的宗教の団体も優遇措置を受けることができることになろうから、その提案は、前述のヴォーリングの見解に通じよう。だが、今のところそのための具体的動きはなく、またブール報告書からはこうした提案は消えている。

4 セクト政党への財政的優遇

フランスにおいて、宗教団体による政党の結成など、宗教団体の政治活動に関する制限立法は今日まで存在しない。もともと、厳密には政教分離法二六条等に宗教団体の政治活動に関する規定があるが、それらはいわゆる意味を有しない。かえって、憲法は「政党および政治活動は自由に結成され、かつ自由に活動を行う。政党および政治団体は、国民主権と民主主義の原理を尊重しなければならない」(四条)と定める。したがって、「国民主権と民主主義の原理を尊重する」限り宗教政党も法的には可能だと解される。また、政治活動を行う宗教団体に対する選挙制度上および税制上の制限もない。フランスではこうした制限は実際上無意味でさえある。したがって、セクトが政党結成も含め政治活動を行うことは法的に禁止されない。

ところで、フランスの政党法は非常にリベラルである。政党は自由に結成でき(一九八八年の政治活動資金透明化法七条)、政党の資金管理団体は知事への届け出だけで設立することのできるのもかわらず、宗教社団と同様

の税の優遇(個人献金についての寄付金控除)を受けることができるばかりか(一般税法典二〇〇条二項c)、緩やかな要件で政党の資金管理団体が国庫助成金を受けることができる。「直近の国民議会選挙において最低五〇の選挙区で候補者を立てた政党」は資金援助を受けることができるとする要件がそれである(政治活動資金透明化法九条)。

このため、セクトが政党を結成し、助成金を受けるといふ現象が見られる。このようなセクト政党の財政的優遇は今まで二例ある。第一は、「超越瞑想」といふセクトにより設立された「自然法則の党」といふ政党が、一九九三年の国民議会選挙で一二五名の候補者を立て、その結果、一九九三年から一九九七年まで毎年平均約二八万フランの政党国庫助成金の交付を受けたことである。なお、このセクト政党は、一九九七年の国民議会選挙でも再び約九〇名の候補者を立てたため、政党国庫助成金の交付の対象となっている。第二は、「人間運動」といふセクトが、同じく一九九七年の国民議会選挙で「人間主義党」として約九〇名の候補者を立て、政党国庫助成金交付政党になったことである。さらに、これらの政党は、選挙法典の規定に基づきテレビ・ラジオでの選挙運動のため一定時間枠で国営放送会社の放送を利用することができるという便宜も受ける(選挙法典一六七条の一)。セクト政党はこれを利用してセクトの教えを公的放送で宣伝している。

こうした状況は国がセクトの宣伝に資金提供していることを示し、そのためブラール報告書は政治活動資金透明化法の現行九条等の改正を求めるところで、同条は一九九〇年の改正に基づくが、実はこの改正の際に議会が採択した法律では、選挙区での有効投票数の五パーセント以上の得票を得た政党にのみ国庫助成を限定する規定が含まれた。だが、フランス独自の違憲審査機関である憲法院は、一九九〇年一月十一日の決定において、この五パーセントルールが「新しい思想と意見の表現を妨げる」ものとして、これを違憲だと判断していた。この経緯を踏ま

えたためか、セクトに関する関係省庁監視員報告書の中では、政党国庫助成の対象を二パーセント以上の得票率を得た政党に限定するような法改正の提案——わが国の現行制度と同じ——が示されていた。

むすびにかえて

本報告から、フランスにおいて、関係機関が、連携し、かつ民間反セクト団体と協力しながら、セクト現象に躊躇なく毅然として対応しようという姿勢が、議会と行政機関に強いことが明らかになった。こうした姿勢から、議会・行政機関は、近年、セクトと見られる団体を警戒・監視するとともに、セクト問題に対し相次いでさまざまな対策を講じてきた。また、公的機関は、伝統的宗教の団体が享受する優遇措置を含め、あらゆる優遇へのアクセスからそうした団体を排除しようとする。だが、この最後の点は、最近、判例において動揺が見られ、またセクト政党への優遇も実際に見られる。また、公法学説においては、セクトと見られてきた団体のなかで、社会に有益な活動を行うものには、優遇措置を認めていくべきだとする見解もある。こうしたことから、フランスにおいてセクトに関する法状況は、今後も引き続き展開していくであろうと思われる。

(付記) 本報告で取り扱ったテーマに関して、本報告後、セクト対策関係省庁本部の年次報告書が提出されるなど、さまざまな動きが見られた。それについては、私が別の機会に発表した次の論文も参照されたい。小泉「フランスにおけるセクトと公法」甲南法学四〇巻三・四号一八一頁。